

「さがすたいる」プロモーション戦略策定及び情報発信委託業務仕様書

1 委託業務名

「さがすたいる」プロモーション戦略策定及び情報発信委託業務

2 事業背景

県では、お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など（日常生活の場において困りごとを抱えがちな人、以下「当事者」という。）、みんながしぜんに支え合い、心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広めている。

「さがすたいる」プロジェクトでは、県民一人ひとりが多様性を当たり前のこととして受け入れ、互いに理解を深めていくために、これまでに以下のような取り組みを行ってきた。

- ・様々な当事者の視点で検索できる専用ウェブサイトでの情報発信
- ・学校や店舗等における出前講座
- ・多様な人々と一緒に時間を過ごし、交流しまざり合うことで相互理解を深める交流イベント

令和6年度には、SAGA2024国スポ・全障スポの開催を契機として、「さがすたいる」の理念やプロジェクトの取り組み内容等を分かりやすく発信するため、「さがすたいる」のコンセプトの再整理を行うとともに、県民一人ひとりが実践できる行動例として「さがらしいやさしさ 7すたいる」を整理し、これらの取り組みを通じて、県民の行動変容を促進してきた。

一方で、「さがすたいる」は、年齢や性別、国籍、障がいの有無に関わらず、すべての人を対象としているため、アプローチの焦点が定まりにくく、認知度の向上が課題となっている。今後は、より効果的かつ持続的な普及に向けて、対象ごとに応じた情報発信を工夫する必要がある。

3 事業目的

本事業は、「さがすたいる」の理念の浸透と県民の行動変容の促進を図るため、効果的なプロモーション戦略を策定し、それに基づいた情報発信を行う。

4 実施方針

本事業において、特にプロモーションを強化したい内容は以下のとおり。

(1) 「さがすたいる」の認知度向上

「さがすたいる」という「言葉の認知度」及びその意味や理念に対する理解度を高めることにより、県民の共感を促し、県民一人ひとりが「自分ごと」として捉えてもらうことを目指す。その結果として、日常生活での行動変容へとつなげる。

(2) 「さがらしい やさしさ 7 すたいる」の普及

県民の暮らしの中で、「7 すたいる」を意識し、具体的な行動として実践できるよう、周知・啓発を行う。

- ・さがらしい やさしさ 7 すたいる (<https://saga-style.jp/about/>)

(3) さがすたいるウェブサイトへのアクセス数向上

様々な当事者にやさしい県内のお店・施設等を検索することができる「さがすたいるウェブサイト」のアクセス数向上を目指す。

- ・さがすたいるウェブサイト (<https://saga-style.jp/>)

5 業務内容

上記の目的を達成するため、以下の業務を行う。

(1) プロモーション戦略の策定

「4 実施方針」の(1)～(3)について、誰に対して(ターゲット設定)、どのような手法や媒体を用いて、どの段階で情報を発信していくかといった観点から、今後6年間(令和7年～令和13年(2031年)3月末)を見据えた中長期的なプロモーション戦略を提案・策定すること。

なお、プロモーション戦略の成果指標は以下とおり。

	令和6年度	令和12年度末
認知度	29.7%	55%
理解度	5.7%	30%

【留意点】

- ・ターゲットの設定について、県民(年齢層、性別、こどもの有無、障がいの有無、国籍の他、それ以外のすべての県民を含む。)は多様な属性があることを踏まえ、画一的なアプローチではなく、ターゲットを整理し、各ターゲットに対するアプローチの「順序」や「時期」にも配慮した、段階的な計画を策定すること。
なお、18歳未満に対しては、既に出前講座(小・中・高校向け)を実施していることから、今回の戦略策定においては、対象から除外すること。
- ・策定するプロモーション戦略については、必要に応じて、広報や宣伝の分野で高い専門性と豊富な実践経験を有する有識者や専門家へのヒアリング、または監修や助言を受けながら、戦略の妥当性・実効性を確認すること。
- ・現在、実施している既存の情報発信媒体(例：ウェブサイトやSNS等)の内容や運用方針に関する提案も可能とする。

(2) プロモーション戦略に基づく情報発信の実施

(1) で策定したプロモーション戦略に従い、各ターゲットの属性や関心に効果的に訴求する情報発信を提案・実施を行うこと。なお、実施にあたっては、新規性・話題性・社会的トレンドを意識して実施すること。

【留意点】

- ・ 情報発信については、事業開始時に今年度の成果指標を設定すること。
- ・ さがすたいる倶楽部による自発的な発信・拡散（SNS 等）を促進する等、工夫を凝らした事業の実施も可能とする。
- ・ 情報発信の効果を高めるため、必要に応じて、県内外のメディア・企業・著名人・インフルエンサー等とのタイアップ企画など、多様な手法によるプロモーションの展開も可能とする。
- ・ 既存の情報発信媒体（例：ウェブサイトや SNS、冊子等）を活用しつつ、ターゲット層に応じた媒体やコンテンツを柔軟に選定すること。

なお、「さがすたいる」では、現在以下の情報発信を行っている。

①ウェブサイトや SNS 等による発信

- ・ さがすたいるウェブサイト (<https://saga-style.jp/>)
- ・ Instagram (<https://www.instagram.com/sagastyle.pj/>)
- ・ Facebook (<https://www.facebook.com/sagastyle.ud/>)
- ・ YouTube
(<https://www.youtube.com/channel/UCIU5gCHOpw2s4pmLOchmIkW?reload=9>)
- ・ TikTok
(https://www.tiktok.com/@sagastyle2018?_t=ZS-8wYb7fV8qMD&_r=1)

②冊子による発信

- ・ コンセプトブック (<https://www.youtube.com/watch?v=bOSW9IHcBvM>)
- ・ チラシ (<https://saga-style.jp/uploads/1114d6bef78fce9c917e08514e3e1d6ba537a442.pdf>)
- ・ さがすたいるウェブサイト紹介リーフレット

(3) 情報発信の効果検証及び次年度への提案

本事業において実施したプロモーションの実施内容やその成果を検証し、以下の内容を整理した報告書を作成すること。

【報告書に含める主な内容】

- ・ 各プロモーション施策の実施内容、成果の整理
- ・ ターゲット層ごとの反応や浸透状況など、定性的な評価や課題の抽出
- ・ 策定したプロモーション戦略の妥当性や改善点に関する評価・見直し方針
- ・ 上記を踏まえた、次年度以降に向けた改善提案や新たな取り組みの可能性

- (4) その他、必要とされる業務
実施に必要な業務全般

6 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、納入期限までに納めるものとする。

- (1) 完了報告書 1部
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) その他、県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

7 委託金額

5,060,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

8 著作権に係る留意事項

- (1) 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で、納品すること。
- (2) 受託者が本業務において制作した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により制作した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (3) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任負担において一切の処理を行うものとする。

9 その他の留意事項

- (1) 事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、第三者に漏らし、又は、業務履行以外の目的で使用してはならない。受託者の責に期す情報漏洩が発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。
このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする
- (3) 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について県が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。